

入札監理小委員会における審議結果の報告

登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)

法務省の登記簿等の公開に関する事務については、平成 18 年 6 月の閣議決定(「国の行政機関の定員の純減について」)において、国家公務員の定員を削減する方策として、市場化テストを実施することとされた。

これを受け、平成 18 年 12 月に閣議決定された公共サービス改革基本方針において、同事務について、「原則として…平成 22 年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とする」ことが盛り込まれた。

また、基本方針においては、本年「8 月末までに 19 年度に実施する入札の内容及び平成 20 年度以降の拡大措置に関する計画を策定する」とされたことから、これに基づいて、本年 6 月に官民競争入札等監理委員会において法務省が策定した計画を承認したところである。

同計画においては、平成 19 年度に全国 550 箇所の登記所のうち、まず 22 箇所について民間競争入札を実施し、平成 20 年 4 月から落札者による事業を行うとされていることから、これに基づき、本年 7 月以降 4 回にわたって、法務省から提出された実施要項(案)について、入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 委託業務の内容(1 頁)

()内は実施要項案のページ数

(1) 窓口取扱時間の延長・拡大(1 頁)

【論点】

- ・ 今回の委託業務は、いわゆる公設民営のスキームで行われるものであり、また、登記所において実施する業務の一部(登記簿等の公開に関する事務)のみを対象とするものであることから、窓口取扱時間及び休日については、引き続き官が実施する業務と同様としているが、民間事業者の創意工夫の発揮という観点から、窓口取扱時間の延長・拡大が認められないか？

【対応】

- ・ 法務省と次の点を確認した上で、今回はやむを得ないものと判断した。
 - 全国の登記事項証明書等の請求が可能となっているため、すべての法務局

のシステムを稼働させる必要があるが、一部の登記所のために全国のシステムを稼働させることはコスト的に見合わない。

- 今後、法務局のシステムを集約する予定であり、その状況を見定めつつ、また、庁舎管理、官の側の職員の負担、費用対効果等の面も含めて、引き続き検討する。

(2) 業務マニュアル(1頁)

【論点】

- ・ 業務マニュアルの位置付けの明確化及び貸与の可否。

【対応】

- ・ 民間事業者は、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮するために業務マニュアルと異なる取扱いをすることが可能である旨、実施要項に明記した。
- ・ 業務マニュアルについては、入札説明会時に希望者に貸与する旨、実施要項に明記した。

2. サービスの質(要求水準)及び委託費の増減額等(1、2頁)

(1) サービスの質(要求水準)(1、2頁)

【論点】

- ・ サービスの質(要求水準)の指標の選択及びその水準の設定は適切か？

【対応】

- ・ 指標としては、
 - 利用者アンケート調査によって測定される「利用者の満足度」として、
 - ア 「利用者の総合的な満足度」
 - イ 「証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間」、
 - を設定し、さらに、
 - 「各種証明書等の適正な作製・引渡し」として、
 - 「各種証明書等を正しく作製するとともに、請求者以外の第三者に誤って引き渡さないこと」という指標を用いることとした。
- ・ 「利用者の満足度」の要求水準については、平成 17 年2月に実施されたアンケート調査の結果を参考としつつ、
 - 「総合的な満足度」については「80%以上の利用者から「普通」以上の評価を得ること」、

「証明書等の交付等までに要した時間」については「８０％以上の利用者から「３０分未満」以内の評価を得ること」

とした。

- ・ なお、客観的な「待ち時間」を指標として設定することを検討したが、測定方法をすぐに開発できないことなどから、今回は見送った。
- ・ また、これに関連して、法務省と次の点を確認した。
 - 「利用者の満足度」の水準設定は、平成 17 年 2 月のアンケートの実施内容が今回と異なること等から単純な比較はできないため、次回以降必要に応じて見直すこと。
 - サービスの質の指標は、客観的な「待ち時間」等の新たな指標の導入やその測定方法の開発等を含め、次回以降の実施要項の策定に向けて、さらに検討を続けること。

(2) 委託費の増減額等 (2 頁)

【論点】

- ・ 委託費の増減額の方法や水準は適切か？

【対応】

- ・ 「利用者の満足度」の要求水準については、平成 17 年 2 月のアンケートの実施内容が今回のものと異なること等から、その達成・未達成による委託費の増額や減額は行わないこととした。
- ・ 「各種証明書等の適正な作製・引渡し」の要求水準については、登記情報が原則的に公開情報であること及び印鑑証明書の重要性に鑑み、印鑑証明書等の誤交付の場合に限り、減額を行うこととした。
- ・ 「印鑑証明書等の誤交付」について、委託費を減額する際の考慮事由を明確化した。
- ・ また、これに関連して、法務省と次の点を確認した。
 - 委託費の増減額の在り方については、上記(1)のサービスの質の指標の検討と合わせ、次回以降の実施要項の策定に向けて、さらに検討を続けること。

3. 入札参加資格 (2 頁)

【論点】

- ・ 法務省では、平成 20 年度から実施する民間委託に備えて、本年度、外部委託の「試行」として全国 10 箇所で行う今回の委託業務と同様の形での業務委託を実施して

おり、この「試行」についてコンサルタント企業による外部検証を行っている。この企業は、実質的に実施要項の策定に関与していると言えるが、この企業の入札参加を認めることに支障はないか？

【対応】

- ・ 実施要項の策定に関与した者については、公平性の観点から言えば、入札から排除するのが原則である。ただし、今回は、外部検証に係る入札仕様書や委託契約において本事業の入札から排除する旨を明確にしなかったため、入札排除は行わないこととした。ただし、他の入札参加者との公平性の観点から、外部検証の結果報告書を公表することとした。

4. 落札者評価の基準等(4～6頁)

(1) 実務経験者の配置(4頁)

【論点】

- ・ 今回委託される業務の多くは、これまで随意契約によって法務省の所管する財団法人である民事法務協会に独占的に委託されていたという経緯を踏まえると、落札者評価に当たっての必須項目として「3年以上の実務経験者を複数配置すること」を求めることは、他の入札参加者にとって参入障壁となるのではないか？

【対応】

- ・ 今回の業務を実施するに当たっては、一定の知識及び経験が必要であることは理解できることから、登記所の規模等を踏まえた最低必要人数の実務経験者の配置を求めることについては、やむを得ないものと判断した。
- ・ ただし、この項目が参入障壁とならないよう、実務経験者が行うべき業務を含め、業務の一部について再委託を認める旨、実施要項に明記した。
- ・ また、なるべく多くの入札参加者を得るという観点から、法務省令を改正し、司法書士法人及び土地家屋調査士法人がこの業務を受託することができるようにした。
- ・ また、これに関連して、法務省と次の点を確認した。
 - 実務経験者と同等であると認められる者の具体的な例について、入札説明会時に説明するとともに、提案書の提出前にこれに該当するか否かに関する民間事業者からの質問に速やかに回答すること。
 - 実務経験者等の配置は、参入障壁となるおそれが高いので、今回の事業の実施状況を見た上で、次回以降必要に応じて、その要否や人数を見直すこと。

(2) 加点項目 (5 頁)

【論点】

- ・ 加点項目の内容、配点及び加点幅は、妥当か？

【対応】

- ・ 資格や実績だけでなく、民間事業者が創意工夫を発揮して提案できるような項目を複数設け、配点も重くした。
- ・ 加点幅については、民間事業者の創意工夫についての評価が十分に加味されるよう広くした。
- ・ 当初、「官公署における業務」の受託実績について加点項目とすることとしていたが、民事法務協会が有利になりすぎるとの観点から、この項目を削除した。

(3) 評価委員会 (4 頁)

【論点】

- ・ 入札参加者の評価に当たる評価委員会のメンバーを入札から排除すべきではないか？

【対応】

- ・ 入札参加者等を入札参加者の評価に当たる評価委員会のメンバーとしない旨、実施要項に明記した。

5. 事業開始前の研修・引継ぎ、事業開始後の協力 (8、10 頁)

【論点】

- ・ なるべく多くの入札参加者を確保するとの観点から、事業開始前の研修・引継ぎや事業開始後の国の支援を十分に行うこととされているか？

【対応】

- ・ 事業開始前の研修・引継ぎについて、具体的な内容を明示するほか、国が必要な協力・措置を行う旨、実施要項に明示した。
- ・ 事業開始後の支援について、国が民間事業者との連絡・調整に当たる職員を配置する旨、実施要項に明記した。
- ・ 各登記所において、事業開始前の研修・引継ぎへの協力・措置、事業開始後の支援が確実に行われるよう、本省から各登記所に対して十分な指示を行う旨、法務省と確認した。

6. 損害賠償に関する規定(9頁)

【論点】

- ・ 損害賠償に関する規定について、国が国賠法1条に基づいて第三者に対する損害賠償責任を負う場合には、民間事業者は民法715条の損害賠償責任を負わないとする本年1月の最高裁判決の影響をどのように考えるか？

【対応】

- ・ 同判決を踏まえ、国賠法に直接触れない形での表現ぶりとした。
- ・ なお、今後、入札監理小委で指針の書きぶりについて検討することとしたい。

7. 委託業務に係る評価(10頁)

【論点】

- ・ 従来の実績との比較に加え、同時期に官が直接実施している登記所の実績との比較を行う必要はないか？

【対応】

- ・ 国が実施する登記所においても、民間委託されている登記所と同様の方法でアンケート調査を行うこととし、官が実施する登記所と民に委託された登記所を同時並行で比較できるようにした。
- ・ 実際に比較対象とする登記所におけるサービスの質の達成状況や実施経費等の把握を確実にする旨、法務省と確認した。

8. 情報開示

【論点】

- ・ 国民及び民間事業者にとって理解しやすい、適切な内容・形式での情報開示となっているか？

【対応】

- ・ 登記所(22箇所)ごとに情報を整理して開示するスタイルとした。
- ・ 従来の実施における目的の達成の程度に関しては、今回の要求水準である「利用者の満足度」等の情報を開示することとした。
- ・ 業務量として、各種証明書等の種類別(6種類)かつ月別の取扱い請求件数の情報を開示することとした。また、平均的な請求件数と大きく乖離するケースについて

は理由を注記し、それによる業務量の変化の程度についても説明することとした。

- ・ また、これに関連して、法務省と次の点を確認した。
 - 各種証明書等の窓口、郵送、オンラインごとや作成方法(印刷、複写)ごとの請求件数について、入札参加説明会で十分に説明するとともに、次回以降の実施要項において情報開示できるよう、今後の統計の取り方等について十分に検討し、それぞれの請求件数を把握すること。
 - 多くの民間事業者の参入を促す意味から、情報開示の範囲や内容について、今後も改善を続けること。

以 上